

令和 4 年 1 月 17 日
 高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 12 の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

過去の実地指導において、指定更新の妨げとなるような重大な指摘はなかった。

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
アースサポート練馬高野台 東京都練馬区高野台二丁目 8 番 5 号	アースサポート株式会社	令和 4 年 2 月 1 日	18 名
ときめきデイサービス 東京都練馬区石神井町七丁目 1 番 14 号石神井スカイビル 111 号	株式会社福祉スタッフときめき工房	令和 4 年 3 月 1 日	9 名
りんごの歌 豊玉 東京都練馬区豊玉中二丁目 19 番 10 号	株式会社ウェルリソース	令和 4 年 3 月 1 日	10 名
デイサービス 一番星 東京都練馬区大泉学園町七丁目 16 番 22 号 1 F	株式会社はなまる	令和 4 年 3 月 1 日	15 名

2 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所所在地の保険者が、過去の実地指導において指定更新の妨げとなるような重大な指摘がないことを確認している。

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民利用者数
リハビリセンターあゆむ 東京都豊島区长崎五丁目 8 番 6 号 中外ビル 1 階	有限会社ケアフレンド	令和 4 年 2 月 1 日	1 名